

高座清掃施設組合議会会議録

平成26年第2回定例会

平成26年12月22日

高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

平成26年12月22日（月）午後2時、高座清掃施設組合議会第2回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 15名

伊田雅彦君	加藤陽子君
安藤多恵子君	守谷浩一君
松本春男君	藤澤菊枝君
青柳 慎君	松本正幸君
綱嶋洋一君	山口良樹君
山田晴義君	日吉弘子君
池田徳晴君	久保田英賢君
沖永明久君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について）

日程5 議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程6 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程7 議案第9号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

日程8 一般質問

4 説明のため出席した者 11名

組 合 長 内 野 優 専任参事 芳 賀 順 一

副 組 合 長	笠 間 城治郎	施設課長兼建設推進室長	小野沢 直 仁
副 組 合 長	遠 藤 三紀夫	施設課長補佐	守 屋 昌 治
会 計 管 理 者	山 口 朝 生	総務課長補佐	鈴 木 茂
事 務 局 長	加 藤 嘉 之	総務課建設推進室主幹	吉 川 浩
次 長	清 水 孝 之		

5 出席した事務局職員 4名

総務課総務係長	二 見 宏 二	総務課主査	亀 岡 幸 治
総務課主査	上 田 裕 法	総務課主査	黒 沼 善 一

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所
速記士 阿 部 勝

7 会議の状況 (午後2時開会)

◎議長（伊田雅彦君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成26年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、平成26年第2回定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。現在、高座清掃施設組合では、ごみ処理施設の更新計画につきまして、来年度の着工を目指し、地元の住民の皆様及び構成市の市民の皆様を交えた施設整備検討委員会においてご協議をいただいているところであります。またあわせて、施設更新に関する地元要望事項である周辺環境整備につきましても、公園整備を基本とした整備計画を地元住民団体及び地権者の皆様と対話を重ねながら進めているところでございます。

新しい施設につきましては、構成三市34万市民の廃棄物の処理及び憩いの場として大変重要なことから、施設の建てかえにつきましても、地元の皆様のご理解

のもと、計画が進められるものと思っております。議員の皆様におかれましても、どうかご理解をお願いするとともに、あわせて施設更新に当たっての活発なご意見をいただきたいと考えております。

本日ご審議いただきます案件は、条例改正が3件及び補正予算が1件であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（伊田雅彦君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。例月出納検査及び定期監査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、久保田英賢議員、綱嶋洋一議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてを議題といたします。議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により指定いたします。11番藤澤菊枝議員、14番日吉弘子議員。以上でございます。

それでは、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座

清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について) でありま
す。本条例につきましては、平成26年11月20日に専決処分したものでございま
す。内容といたしましては、12月の給料支給日につきまして、他の月と同様に20
日といたしたいものであります。詳細につきましては事務局長から説明いたしま
す。

次に、日程第5 議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する
条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び
神奈川県人事委員会の勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。詳細
につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましても、人事院
勧告に基づき、所要の改正を行うものであります。詳細は事務局長から説明いた
します。

次に、日程第7 議案第9号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算
(第2号) についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
2,669万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,960万
3,000円とするものでございます。その他詳細につきましては次長から説明いた
します。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

[組合長(内野 優君) 降壇]

◎議長(伊田雅彦君) 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いた
します。

次に、日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(高座清
掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について)を議題といた
します。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(加藤嘉之君) それでは、ご説明いたします。報告第4号 専決処
分の承認を求めることについて(高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する
条例の一部改正について)でございます。

議案書1ページをごらいたきたいと存じます。提案理由につきましては先ほ

ど組合長が申し上げたとおりでございます。

2ページをお開きください。専決処分書でございます。

改正の内容でございますが、3ページに記載をさせていただいておりますけれども、現在職員の給与の支給日は毎月20日となっておりますけれども、12月のみ5日としておりました。これをほかの月と同様に20日支給としたいことから、第8条第1項中、括弧書きの部分「(12月にあつては5日)」を削りたいものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますけれども、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員であります。よって報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について）は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5 議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） それでは、議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長より申し上げましたとおりでございます。

6ページからの改正の内容でございますが、第3条第1項は給料の定義を規定しておりますけれども、第20条の2において管理職特別勤務手当を創設いたしますので、この条例で定める報酬から除くこととなりますことから、各種手当に管理職特別勤務手当を加えるものでございます。

次に、第13条第3項第2号で規定しております通勤手当の引き上げでございます。これは、通勤距離が10km以上で、自動車等を使用する者に係る手当を引き上げたいものでございまして、片道10kmから15kmは「6,500円」を「7,100円」に、片道15kmから20kmは「8,900円」を「10,000円」に、片道20kmから25kmは「11,300円」を「12,900円」に、片道25kmから30kmは「13,700円」を「15,800円」に、片道30kmから35kmは「16,100円」を「18,700円」に、片道35kmから40kmは「18,500円」を「21,600円」に、片道40kmから45kmは「20,900円」を「24,400円」に、片道45kmから50kmは「21,800円」を「26,200円」に、片道50kmから55kmは「22,700円」を「28,000円」に、片道55kmから60kmは「23,600円」を「29,800円」に、片道60km以上を「24,500円」を「31,600円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第20条の次に第20条の2を加える改正でございますが、手当の中に管理職特別勤務手当を創設するもので「災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間に3時間以上勤務した」管理職について「勤務1回につき、6,000円」を支給する規定を追加するものでございます。

次に、一般職員の勤勉手当の額を規定しております第22条第2項第1号において、支給率を6月、12月それぞれ100分の7.5引き上げ「100分の67.5」から「100分の75」に、再任用職員の勤勉手当を規定しております同項第2号において、それぞれ100分の2.5引き上げ「100分の32.5」から「100分の35」に改めるものでございます。

次に、附則に平成26年12月に支給する勤勉手当の特例措置として第9項を追加する改正は、平成26年12月に支給する勤勉手当については、一般職員については「100分の67.5」に年間引き上げ分の100分の15を加えた「100分の82.5」に、再任用職員については「100分の32.5」に年間引き上げ分の100分の5を加えた「100分の37.5」とするものでございます。

次に、7ページでございます。別表第1の改正は第6条で規定しております給料表の引き上げでございます。若年層を中心に平均で0.3%の引き上げを行いたいものでございます。内容は8ページから13ページに記載しておりますとおりでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

なお、管理職特別手当に係る部分、勤勉手当の改正規定につきましては平成27年4月1日から施行したいものでございます。

また、通勤手当及び給料表の引き上げ分の改正規定については平成26年4月1日から適用したいものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員であります。よって議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） それでは、議案第8号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書25ページでございます。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。

26ページからの条例の改正内容でございますけれども、第7条は特定任期付職員の給料月額を定めている条項でございますが、第1項中の給料表の1号給から3号給までの額をそれぞれ2,000円、4号給から7号給の額をそれぞれ1,000円引き上げるものでございます。

次に、第8条第2項におきまして、期末手当の年間支給割合は一般職の職員の給与に関する条例を引用しておりますことから、0.15月引き上げ、年間2.95カ月を3.10カ月に改めたいことから、6月の支給割合「100分の140」を「100分の155」に改めたいものでございます。また、平成26年12月に支給する期末手当の特例措置として、12月に支給する期末手当の支給割合であります「100分の155」を「100分の170」にしたいものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございますが、期末手当の改正規定については平成27年4月1日から施行したいものでございます。また、給料表の引き上げ分の改正規定については平成26年4月1日から適用したいものでございます。

以上、雑駁なご説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 一般職の任期付職員という場合は各市よくあるんですけど

も、「特定」がついた場合、高座清掃施設組合は三市で構成しているので、三市の状況はどういう状況なのか、あるのか、ないのか、ある場合はどういう状況なのか。今回1号給37万7,000円から7号給84万5,000円と、ボーナスは別個に出るんですけども、このあたりの利用の状況。三市で構成しているから、三市の特定任期付職員の状況。それから、ある場合はどのランクまであるのか、もう1つは利用状況の3点でお聞きします。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 三市の状況でございますけれども、この条例と同様な条例につきましては、海老名市、座間市でございます。綾瀬市につきましては育児休業法の適用により、こういった場合の職員を採用しているというふうに聞いております。

それから、状況でございますが、具体的には、海老名市は7号給まで、座間市は5号給までというふうに聞いております。

それから、この職員の採用の状況でございますが、現在は採用はございません。ただ、特別な識見を有する方を採用して業務を行うということが想定されるため、こういった条例を制定しているということでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） ありがとうございます。現在利用者はいない、将来あった場合はどういう対応というか、能力というか、具体的に言うと、将来もしあればという想定をした場合にどういう人が対象になるのか、お聞きします。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） ご承知のとおり、私ども焼却施設、し尿処理施設ですから、一定専門的な知識が必要になる場合を想定してございます。例えば大学の先生とか、そういった方を雇用するような場合等々が想定されるところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員であります。よって議案第8号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 議案第9号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長（清水孝之君） それでは、議案第9号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書30ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長より申し上げましたとおりでございます。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書（第2号）1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,669万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,960万3,000円とするものでございます。2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、継続費の変更は第2表 継続費補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第3表 地方債補正によるものでございます。

2 ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額とその主な内容についてご説明させていただきます。1 款分担金及び負担金 1 項分担金は2,136万9,000円の減、3 款国庫支出金 1 項国庫補助金は122万5,000円の減、4 款県支出金 1 項県補助金は60万円の減、7 款組合債 1 項組合債は350万円の減でございます。歳入合計の補正額は2,669万4,000円の減でございます。

3 ページ、歳出でございます。2 款総務費 1 項総務管理費は3,639万8,000円の減、4 款衛生費 1 項清掃費は890万円の増、8 款予備費 1 項予備費は80万4,000円の増でございます。歳出合計の補正額は2,669万4,000円の増でございます。

4 ページでございます。第2表 継続費補正でございますが、2 款総務費 1 項総務管理費のごみ処理施設更新に伴う生活環境影響調査業務は、新ごみ処理施設事業の発注（入札告示）が8月にずれ込んだことで、焼却炉の形式の確定は年度末を予定しております。炉の形式は3種類であり、それぞれの炉によってガス量などの条件が異なり、計画建物の形状や配置も不確定であるため、事業者の決定後の確定した内容で当調査（生活環境影響調査）の予測・評価、縦覧、意見書の取りまとめ等の業務内容を実施したいため、事業期間の延長及び年割額変更を行いたいものでございます。継続費の最終年度を平成26年度から平成27年度に変更、平成26年度の年割額を92万6,000円から9万3,000円にそれぞれ変更し、新たに平成27年度の年割額を83万3,000円と定めたものでございます。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費のごみ処理施設更新事業者選定等支援業務でございますが、事業者選定等支援業務、求積図作成業務、土壌汚染状況等調査業務等の事業費が確定したことにより年割額の変更と新ごみ処理施設事業の発注（入札告示）が8月にずれ込み、焼却炉の形式の確定が年度末の予定となったことで、当事業の1つでございます跡地利用基本計画の策定につきましては、新焼却施設の配置などを踏まえた上での計画でないと組合敷地全体の整合がとれた計画とならないことから、炉や建物配置などの決定後に作業を進めたく、事業期間の延長及び年割額の変更を行いたいものでございます。継続費の最終年度を平成26年度から平成27年度とし、平成26年度の年割額を3,718万7,000円から1,610万1,000円にそれぞれ変更し、新たに平成27年度の年割額を108万円と定めたものでございます。

続きまして、4款衛生費1項清掃費、し尿処理施設建設工事は事業費が確定したことにより年割額を変更するもので、平成26年度年割額を9,993万9,000円から9,530万6,000円に減額するものでございます。

続きまして、第3表 地方債補正でございます。し尿処理施設解体工事でございますが、これは、事業費が確定したことにより、財源でございます起債額も確定したため、限度額を7,490万円から7,140万円に減額するものでございます。

5ページでございますが、事項別明細書の総括の歳入でございますので、こちらのほうは説明は省略させていただきまして、6、7ページをお開きください。歳出補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金が122万5,000円の減、県支出金が60万円の減、地方債が350万円の減、一般財源が2,136万9,000円の減でございます。合計2,669万4,000円の減とするものでございます。

8、9ページをお開きください。歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金2,136万9,000円の減は、ごみ処理施設更新に伴う生活環境影響調査、事業者選定等支援業務及びし尿処理施設建設工事等の事業費が確定したことにより各市の建設費分担金を減額するもので、綾瀬市が618万円、海老名市が768万2,000円、座間市が750万7,000円それぞれ減額するものでございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目交付金でございます。122万5,000円の減は、ごみ処理施設更新に伴う事業者選定等支援業務等の事業が確定したことにより、交付金（循環型社会形成推進交付金）を減額するものでございます。

4款県支出金1項県補助金1目衛生費県補助金でございます。60万円の減は、旧し尿処理施設解体工事が完了し、事業費が確定したことから、県補助金（市町村自治基盤強化総合補助金2分の1）を減額するものでございます。

7款組合債1項組合債1目衛生債350万円の減は、旧し尿処理施設解体工事が完了し、事業費が確定したことから減額とするものでございます。

10、11ページをお開きください。歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,447万9,000円の減は、人事院勧告等により、職員の給料、職員手当等の人件費は増額となりましたが、職員の人事異動等により減額となるものでございます。

3目企画費2,191万9,000円の減は、ごみ処理施設更新に伴う生活環境影響調査、事業者選定等支援業務、求積図作成業務及び土壌汚染状況等調査業務などの

施設更新計画業務の事業費が確定したことにより、執行残を減額するものでございます。

12、13ページをお開きください。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費1,353万3,000円の増は、人事院勧告により、職員の給料、職員手当等の人件費の増及び職員の人事異動等により増額となるものでございます。

4目し尿処理施設建設費463万3,000円の減は、旧し尿処理施設解体工事が完了し、事業費が確定したことから、残金を減額するものでございます。

14、15ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費80万4,000円の増は、歳入歳出の差し引き額をこちらのほうに明記させていただいたものでございます。

16ページから18ページまでは補正予算給与費明細書でございます。19ページ以降は分担金の分賦内容及び建設費分担金明細書を添付してございますので、後ほど高覧いただければと存じます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） 補正予算書10ページ、11ページの2款1項3目企画費の施設更新計画業務の委託料2,191万9,000円についてですが、執行金額の内訳と執行率、また、継続費補正との関係等について伺います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） ご説明いたします。こちらの事業ですが、1つ目としまして、4ページの継続事業のごみ処理施設更新に伴う生活環境影響調査業務、2つ目としまして、ごみ処理施設更新事業者選定等支援業務の2つがございます。ごみ処理施設更新事業者選定等支援業務につきましては、その中にごみ処理施設更新事業者選定等支援業務と施設更新に伴います求積図作成業務及び施設更新に係ります土壌汚染状況等調査業務がございます。これらの事業費の確定に伴いまして、事業費全体として総額を6,886万7,000円から4,886万1,000円に2,006万円の減額としたところでございます。この差額の部分につきましては、先ほどの生活環境影響調査業務の平成27年度への変更分83万3,000円とごみ処理施設更新事

業者選定等支援業務事業費の平成27年度へ変更しました108万円の部分を受けまして、2,191万9,000円の減額となったものでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） ありがとうございます。今のお話にありました中の施設更新に係る土壤汚染状況等調査業務について大幅な減額があるようでして、伺いたいと思うんですが、詳しい入札の状況。例えば予定価格や最低制限価格について及び落札額や落札率について、そして、執行するまでの経緯について伺いたいと思います。また、土壤汚染状況等調査の成果物がどのようになっているのか。例えば鉛やフッ素、六価クロムやダイオキシン類などについて、しっかり当初の目的の調査ができたのかどうか。これまでの話ですと、県との協議で調査範囲が一部変わったということも聞いておりますが、それがなぜ変わったのかについて伺います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） ご質問の土壤汚染状況等調査業務でございます。

まず1つ目、2,529万4,590円が予算額でございまして、その部分につきましては当初の敷地面積——想定区域を広く設定していましたところ、実際の拡張部分についての面積が現区域に縮小したといった部分と、事業実施に向けまして、神奈川県環境保全課等関係機関との調整、協議を進める上で、調査項目の検体数が少なくなったため、実際の予算額2,529万4,590円に対しまして、設計金額が約3割減の1,697万2,800円に縮減されたということでございます。実際の落札率におきましては税抜きで1,591万円に対しまして、入札額は775万円の48.71%という形で落ちたわけでございますが、予算額に対しましては執行率は39.21%となったことでございます。

また、執行率が低いですが、事業の目的は果たされているのかといった部分につきましてでございますが、当然調査項目方法等につきましては神奈川県とも協議を行った結果でございまして、事業目的は果たしていると思っております。また、調査結果につきましては、一部、5カ所におきまして、鉛、六価クロム、フッ素が土壤中で検出されました。しかし、あくまでも法の基準値内でございますが、特に大きな問題ということはないと考えておりますが、実際工事をする上におきましては、事業者決定後に土壤汚染部分の除去をした上で新施設の建設工事を行っ

てまいりたいと考えているところでございます。

なお、調査結果につきましては高座清掃施設組合のホームページに掲載してございますので、後ほどご参照いただければと思っております。

また、先ほどの低入札の最低制限価格の部分でございますが、高座清掃施設組合契約規則の第15条第1項に規定してございます。少し読ませていただきますと「政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けることができる契約は、予定価格が1,000,000円を超える工事又は製造その他についての請負の契約とする」という部分でございますので、こちらをもとにやらせていただいたところでございます。以上でございますが。

◎議長（伊田雅彦君） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） ありがとうございます。39.21%の執行率ということなんですけれども、最低制限価格は設定していなくて、775万円で落札しようというときに低入札になった場合、どのように——高座清掃施設組合の中で執行に至るまでの経緯についても伺っておきます。よろしくお願ひします。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） 低入札による履行確認調査取扱基準の第3条を読ませていただきますと「低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、規則第14条に規定する予定価格の50パーセントの額とする」と決めておりますので、実際48.71%という低入札になりますので、契約の履行の確認を行っております。12月9日に当該低入札価格をもって入札に係る契約内容に適合した履行ができるかどうかにつきまして、組合の入札契約制度検討委員会を設置しまして、調査依頼し、そちらで確認をとり、適正であるとの確認をとったものでございます。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 今のやりとりでご答弁された中で、土壌に関しての調査項目が少なくなったということで、それは県との協議の上というお話がありました。1つは、県との協議ということについてはどのような協議内容であったのか。高座清掃施設組合の側が当初想定していた土壌汚染の調査項目というのはどのようなものであり、項目が少なくなったわけですから、そのうち削られた項目というのはどういう項目だったのかということをお伺いしたいと思います。

2点目なのですが、これに関連することでありますが、4ページの第2表 継続費補正でありますけれども、生活環境影響調査業務というのは炉の形式の確定をもって最終的に調査業務が完了するというので、まだ炉が確定していない段階では次年度に継続費として持ち越すということであろうかと思いますが、これを見ますと、平成25年度で2,197万円、年割額では執行していると。平成27年度の前定が83万3,000円。額から見れば平成25年度の段階で調査項目のほとんどが行われているというふうに理解できると思うんですが、その際に既に行われた調査業務、平成25年度の主な内容についてお知らせをいただきたいのと、炉の選定が確定をした段階でなければ調査業務として行わない平成27年度分の内容についてお知らせをいただきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） それでは、まず最初に、土壤汚染状況等調査でございますが、県との協議ということで、調査項目につきまして神奈川県と当初予算の段階では208項目ございましたが、面積の縮小等、また、協議を行っていく中で76検体の調査で済んだという部分が減額の理由になろうかと思えます。行った検体につきましては、対象物質としましては、鉛、カドミウム、六価クロム、シアン化合物、水銀、アルキル水銀、セレン、フッ素、ホウ素、ヒ素の10項目と、それ以外に、ダイオキシンを含んで調査したところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） 生活環境影響調査について私からお答えいたします。確かに平成25年度は分析そのものを実施したため、金額が2,197万円ということで、平成26年度分につきましては廃掃法対象以外の、例えば土壤汚染、廃棄物、電波障害、景観、レクリエーション資源等につきましての報告書を完成させまして、平成27年度は、大気質、騒音振動、悪臭等、まとめまして、縦覧に1カ月程度ということと、意見をいただいて総まとめということで、平成27年度に工期を変更したということでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） ありがとうございます。

まず、最初のほうの県との協議での調査項目、どのようなものが少なくなった

のかということなんですけれども、今のお答えによりますと、当初予算上は208項目想定していたけれども、お答えではその面積等が狭くなったということで、検体数のほうでお話をされたかなと思っています。ということは、今の答えだと、項目数は変わらないけれども、面積が少なくなり、検体数が少なくなったためというふうに聞こえるんですが、それでよろしいのでしょうか。もし項目数で削られたものがあつたとするならば、そのことを明らかにしてくださいというのが1回目の質疑の中身でありますので、確認の意味を込めて再質疑させていただきたいと思います。

もう1つは、生活環境影響調査業務の大半が平成25年度で終了し、平成26年度の電波障害等の話だとか、平成27年度に関しての騒音、振動、悪臭。確かに平成27年度分に関して言えば、炉の方式が最終的に確定しなければわからないようなことばかりだと思うんですが、1点だけお聞きしておきます。電波障害等に関しては構造物の高さだとか、配置等に影響すると思うんですけれども、これは特に、要するにこの段階では、平成25年度は全く構造物等に関しては明らかになっていない段階だと思うんですけれども、その環境影響評価で十分なのかどうかという点について再度お聞きをしておきたいと思います。

最後に、今後の公告縦覧の手続の問題については10月でしたっけ。決算のときに、本来ならば県アセス並みの評価をやろうとするならば、公告縦覧、意見書の提出という1往復だけではなくて、意見書に対する再度の提案というような2往復の手続を県のアセス条例では定めているんですが、残念ながらそこまではいかないという形だそうです。公告期間は1カ月とありましたけれども、スケジュール的には大体何月、公告縦覧期間、意見書の募集期間。その意見書を再度高座清掃施設組合側としては受け取って、それをどのように反映していくのかという仕組みといいますか、考え方というか、そこら辺について伺っておきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） では、初めの土壌汚染についてでございますが、失礼いたしました。調査項目としましては、重金属10項目を検査させていただきまして、76検体行ったという形になります。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君）　とりあえず、平成25年度につきましては分析をしたということで、確かに沖永議員が言われますとおり、施設の存在に影響するのが景観、レクリエーション資源、あともう1点、廃掃法以外で行いますのが温室効果ガスと。予測項目なのでできないというわけではなく、この時期に来ましたので、機種が決まって、どの箇所に設置するか、確定した時点で評価をしたいという意向です。スケジュールにつきましては、4月に完成して、1カ月縦覧、5月までに意見をいただくと。それをもちまして、業者との契約時点で県に廃棄物処理法の設置届に添付資料として環境影響調査、地域に影響がないよというような資料を添付する手順でおります。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）　沖永明久議員。

◎（沖永明久君）　最後にいたしますが、もう1度お伺いします。私がずっとお聞きをしているのは、調査項目に関しては減ったのか、どうなのか。減ったとしたらどの項目が減ったのか、県との協議の理由は何かということを一貫してお聞きしているわけでありまして、しっかりとお答えをいただきたいと思っております。評価項目は別に検体数しか……。さっき2問目で確認したのは検体数が減ったのであって、項目は変わっていませんということならば、別にそれはそれでいいわけですよ。だから、大変恐縮ではありますが、その点、少しわかりにくいご答弁だったと思っておりますので、項目は変わっていない、要するに検体数が減ったということだということなのか、どちらかを明確にお答えいただきたいと思っております。

若干、平成25年度の段階で、要するに機種の選択が明確になって、構造物がどうなっていくのか、わからない段階で、素人考えではありますけれども、そこで環境影響評価が本当にできるのかしらとは率直に思いますし、今のお答えを聞きましても、電波障害だとか温室効果ガスに関しても、恐らく機種によって相当違うのではないかなと率直に思うところでありまして、ぜひその点を……。国の環境影響評価法にしても、あるいは県アセス条例にしても、よくやゆされることとして通過儀式（◆通過儀礼）と。要するに通過儀礼で、とにかくやればよいという状況になっては困ると思っておりますので、地元の方々や、あるいは周辺住民、それは三市の市民にとってみましてもどういった環境影響評価になるとか、実りあるような環境影響評価をしていただきたいと思っておりますので、再度お願いをしておき

たいと思います。

そして、意見募集とその後の問題なんですけれども、例えば各地、それぞれの市でパブリックコメント等で意見募集をして、その場合に関しては、疑問、質問点に対して、回答をホームページ等でも公開していると思うんですけれども、今回の場合はこういった影響評価に対して市民の皆さんから疑問や、あるいは質問等が出された場合、それに関しての回答を公表していく考えはあるのかどうかということを最後にお聞きしておきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） 失礼いたしました。調査項目は変わらず、10項目で、検体数が減ったということでございます。失礼いたしました。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） まことに申しわけございません。とりあえず、今回は予測ですが、建設後、再度実測評価をいたします。また、公表につきましては、意見がありましたら公表する予定であります。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） ほかにございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 2点お聞きします。

1つは、検査で項目は変わらなかった、件数だけ減ったと。こういうところというのは地元の人たち、今回はいろいろ地元で本当に皆さん関心があるんですけれども、その人たちへの情報提供はどのようになっているのか。

それから、電波障害は、以前は東京からの電波でいいんですけれども、今はデジタル化で、東京、小田原の両方から来る。そうすると、計算上ではなかなか実態はつかめないと思うんですけれども、建物ができた時点で出てくるとあるんですけれども、そのあたりの考え方の2点をお願いします。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 地元の皆さんに対しては、もう既に本件については説明をさせていただいております。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） 電波障害の関係は、近くに新幹線がありまして、かなり障害が起きるということで、この辺も含めまして、地元3団体に事前に説明いたしまして、施設整備検討委員会の組織でも検討いたしまして、地元の要望

の騒音振動を海老名市側で追加したとか、悪臭を藤沢市側で追加したとかということで、この該当項目を行いますということを決定しております。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 地元への説明をやりますではなくて、昨年よりも検体数が減った状況の地元への説明というのは、計画との関係でどうだったのか。

今、新幹線のことを言われたんだけど、新幹線に関しては、新幹線から約200mですか。両サイドは共同受信を昔、新幹線で作っていたと。綾瀬市の場合は、その後、JRが撤退して、一時金を地元へ落として、そのかわり独自にどうぞ皆さんやってくださいということになったと。ですから、このあたりは新幹線の影響よりも、私は建物の電波障害のほうが気になるんですけども、もちろん新幹線。例えば私もちょうど北側にいて、南側という、30年、200m以内に住んでいるんですけども、私は電波障害は新幹線よりも、建物ができるとこの影響が大きいと思うんですけども、できた後の考え方とさっきの検体数、変わったところの状況を地元へ説明していくのか、この2点をお願いします。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） 1点目の検体数を減らしたということは、土壌汚染対策上の問題で、2点目の電波障害につきましては、生活環境アセスの項目で、アセスにつきましては項目を減らしたということはありません。電波障害の建物につきましては、新幹線で今現在、あの地域は影響があります。建物が高層になることに対して後々障害がございましたら、影響が少なくなるように考えております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 先ほど少々答弁の行き違いがあったので、地元にはもう既に説明をさせていただいております。六価クロム等がありましたので、検体数が変わったという地域、場所は示してありますので、その中でそういったご説明をさせていただいております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 先ほどのやりとりで、地域には検体数の関係の変更というのは伝わっているということはわかりました。

電波障害のほうは現在も起きているということがあるんですけども、完成後

の対応ということもやっていただきたいということを書いて、質疑を終わります。ありがとうございます。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員であります。よって議案第9号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 一般質問を行います。この一般質問は、12月3日午後5時までに通告のあった1名の議員の発言を許します。

加藤陽子議員の発言を許します。

〔（加藤陽子君） 登壇〕

◎（加藤陽子君） 座間市議会選出、神奈川ネットワーク運動・ぎまの加藤陽子でございます。それでは、議長のご指名をいただきましたので、一般質問を行います。これに関連する一般質問を昨年3月にさせていただきましたが、事業者選定直前というところで質問いたします。

3月の今年度予算議会で、焼却炉を含む施設整備に199億3,200万円、稼働後、20年間の管理運営費245億7,648万円の債務負担行為が採択されました。新焼却炉の事業者選定については8月に入札公告が出され、現在、12月12日に第13回の施

設整備検討委員会が開催され、施設整備検討、技術検討、事業者選定の各委員会の審議が大詰めとなっています。しかし、非公開のため、審議状況はわかりません。昨年8月策定されました施設整備基本計画には、焼却方式のストーカ炉と熔融方式の流動床式ガス化熔融炉、シャフト式ガス化熔融炉の3機種が挙げられ、これら全ての機種が入札の対象となっています。ガス化熔融炉はごみを焼却するというのではなく、高温で溶かす熔融であり、事務机から自転車なども溶かしてしまいます。残渣がスラグとして路盤材に活用できるとはいえ、焼却灰より減容される点で最終処分場の延命に優位性があるとはされていますけれども、熔融方式は何よりも市民の発生抑制の意欲をそぐもので、減量化、資源化を進めるものにはなり得ないと考えます。

問題なのは、導入が進んだ2000年前後に爆発事故や多くのトラブルが発生したことです。ガス化熔融炉は約1,500度という高温のため、窒素酸化物やニトロアレンのような有害物質がダイオキシンに入れかわって生成されるといいます。一たび爆発、火災事故が起これば、破れたバグフィルターから有害物質が大気中に大量放出されます。また、ダイオキシン対策のバグフィルターはガラス繊維でできており、高温では穴があくということなので、排ガスを200度前後に冷ます必要があります、その過程でダイオキシンは再合成されてしまいます。ダイオキシンの90%は飛灰に入るため、バグフィルターが破損すれば、同じく大気中に出てしまう可能性があります。

ここ数年の他市の施設整備の計画書において、ガス化熔融炉は灰を溶かすため1,300度以上のエネルギー消費をし、地球温暖化対策、省エネルギー化に逆行する点、また、防災性や特殊作業性など施設維持コストが足かせになる点、また、運営を直営方式とする場合ですが、運転管理の高度さや自前によるスラグの有効利用の長期的かつ安定的な利用先の確保は容易でないなどの理由から、熔融方式は望ましくないとの見解を示しています。現在、県内で稼働している熔融炉は相模原市のみとなっています。全国的にもストーカ炉は433ほどの施設、また、2つの熔融方式の数は84施設とも聞いております。そうしたことから、熔融方式を採用するところが少ないというのは、ガス化熔融炉の危険性の高さ、また、リスクの高さが要因と考えます。

以上のことから、高い建設・運営費、エネルギーの消費増に伴うCO₂の発

生、溶融スラグの管理コストなど課題が多い溶融炉を選択すべきでないと考えます。施設整備検討委員会には三市の副市長が入っています。また、事業者選定委員会には三市の担当部長が入っています。

そこで伺いますが、ストーカ炉とガス化溶融炉のメリットとデメリットをどう捉えているのでしょうか。また、焼却灰の処理について、ストーカ炉であれば灰の処理、溶融炉であれば溶融固化されたものの処理、いずれも委託される事業者の処理にはなりますけれども、これについて、メリット、デメリットをどう捉えているのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔（加藤陽子君） 降壇〕

◎議長（伊田雅彦君） 組合長の答弁を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3機種につきましては、エネルギー利用の効率性や焼却灰などの副産物の処理方法などに違いがあります。これは、メリット、デメリットということではなく、焼却炉の特性と考えております。今後、平成30年の竣工に向け、入札公告で公表している要求水準書に示した処理能力や公害防止基準など、性能保証値を満足しているかなど基礎審査を実施し、施設整備検討委員会でその後事業提案について評価を行う手順となっております。

この性能などを満足した焼却炉は、どの処理方式が選定された場合でも、遜色なく安全・安心な機種と思慮いたします。焼却灰の処理につきましても、先ほどの要求水準書では、全量資源化を基本とした事業提案を求めています。また、埋め立てを終了した現在においても、埋立地からの浸出液により、周縁の地下水の水質への影響を判断するため分析を行っております。今年度については鋼矢板で区分した埋立地内の分析を実施いたしました。その結果、廃棄物層の内容を把握するための組成分析はガラスや焼却灰などの不燃物が主でありまして、一般土壌と比較した含有量試験において鉛は参考基準値を超えましたが、最終処分場を維持管理するための基準である溶出量試験においては基準値以内でありました。現在は廃棄物層の上部は覆土しており、安全性は確保されておりますけれども、自区内に最終処分場を保有していない組合においても維持管理には注意を払い、

また、管理経費は必要でございます。

いずれにいたしましても、今後、施設整備検討委員会において安全・安心な施設が選考され、その選考結果を踏まえ、正副組合長が最適な焼却炉を決定していくこととなります。以上でございます。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（伊田雅彦君） 再質問はございますか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） ありがとうございます。2点ほどお聞きしたいと思えます。

業者選定の状況は全くわからないのでありますが、応募されている事業者の過去の何か事故などがあれば、そうしたことも十分考慮しているとは思いますが、そうしたことの委員会での考慮についての確認と、もう1点、焼却灰の処理のことですけれども、今現在においては全く事業者に任せている状況でありますけれども、やはり新炉に当たりまして責任を持ってやっていくためには、その先というところでは隣の相模原市においては、実際のところ、焼却灰の3分の1ほどは埋めてしまっているということもありますが、灰のリサイクルをどの程度やっていくかという見解はその委員会に出ているのか、その辺のところはもしお答え可能であればお願いしたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 業者の関係でございます。こちらについては、要求水準書の中で過去にそういった事故はないといったことが一定の条件となっております。

それから、灰については副産物ということで、シャフト式ガス化溶融炉では、溶融スラグや溶融メタル、排ガス処理設備後に溶融飛灰といったものが排出される。流動床式ガス化溶融炉では、未酸化の鉄とアルミ、溶融スラグ、排ガス処理設備後に溶融飛灰が排出される。ストーカ式焼却炉では、副産物は主灰及び排ガス処理設備後に飛灰が排出されるというところでございます。

いずれにしましても、こちらのものについては全量資源化ということで、要求水準書において求めておりますので、適正な処理ができる、あるいはそういったものが選定されるものと考えております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 以上で加藤陽子議員の一般質問を終結します。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これを持ちまして会議を閉会いたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

(午後 3 時 12 分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成26年12月22日

高座清掃施設組合議会議長 伊 田 雅 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 久保田 英 賢

高座清掃施設組合議会署名議員 綱 嶋 洋 一

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

(午後 3 時12分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成26年12月22日

高座清掃施設組合議会議長

高座清掃施設組合議会署名議員

高座清掃施設組合議会署名議員